

平成 17 年 12 月 6 日

短期社債振替制度利用者各位

株式会社証券保管振替機構

代表取締役社長 竹内克伸

「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、一般債振替制度の開始予定日が平成 18 年 1 月 10 日であることを受け、同制度に係る手数料及びその料率の一部と平仄を合わせること等を目的とし、「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」について、所要の改定を行います。改定項目等については以下のとおりです。

記

1 改定項目

(1) 短期社債等に係る手数料項目

端末接続料、間接口座管理機関定額負担金、新規記録手数料（詳細は、別添の「短期社債振替制度に係る新規記録手数料の改定について」をご参照ください。） ISIN コード設定料、銘柄公示手数料、振替手数料、訂正・取消手数料、DVP 決済エラー処理手数料

(2) 一般債に係る手数料項目

元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料、元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料

2 改定内容

「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」の新旧対照表については、別添のとおりです。

3 施行日

短期社債等に係る新規記録手数料以外の手数料項目については、平成 18 年 1 月 4 日を施行日とし、短期社債等に係る新規記録手数料については、平成 18 年 4 月 3 日を施行日とし

ます。

一般債に係る手数料項目については、平成 18 年 1 月 10 日を施行日とします。

#### 4 端末接続料の改定に伴う ID 数の調整

短期社債等に係る端末接続料の改定に伴う ID 数の調整については、別添の「短期社債振替制度における端末接続料に関する取扱いについて」をご参照ください。

以上